

事前評価票

施策等名	下水道に接続する事業者に対する事故時の措置の義務付け等	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局下水道部 下水道企画課(課長 池内眞一)
施策等の概要	<p>特定事業場において有害物質又は油が下水道に流入する事故が発生したときは、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、応急の措置を講ずるとともに、公共下水道管理者に事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければならないこととする。</p> <p>【第162回国会において、「下水道法の一部を改正する法律案」として提出】</p>		
施策等の目的	<p>特定事業場において事故が発生した場合、下水道を経由して公共用水域へ有害物質又は油が流出することを防止し、下水道におけるリスク管理の徹底を図る。</p>		
関連する政策目標	6) 良質で安全な水の安定した利用の確保		
関連する業績指標	-		
指標の目標値等	-		
施策等の必要性	<p><u>目標と現状との間の問題点</u></p> <p>近年、国民の環境に対する意識の高まりとともに水辺などへの人々の回帰が見られ、国民が直接、間接に下水処理水に触れる機会が増加しており、下水道におけるリスク管理の重要性が増してきている。</p> <p>にもかかわらず、下水道に有害物質又は油が流入する事故は平成11～15年の間に91件発生しており、これら事故が下水道の施設機能に悪影響を及ぼし、その結果、放流水質の悪化などの影響が見られている。例えば、平成15年6月には、埼玉県流域下水道の終末処理場にシアンが流入し、活性汚泥が一部死滅して処理能力が低下したことにより、基準値以内ではあるものの、シアンを含む処理水が一時的に河川に放流された。</p> <p><u>原因分析</u></p> <p>下水道に有害物質又は油を含む下水を排出しうる特定施設を設置する工場又は事業場は全国で8万件にのぼり、これらの工場又は事業場において使用される物質の種類は、個々の事業者の事業活動の多様化に伴い増加してきている。このように、下水道におけるリスク管理は複雑化、困難化してきているところ。</p> <p>このような中、現行制度では、下水道に接続する事業場から事故により異常な水質の下水が下水道に排除された場合でも、当該事業者が下水道管理者への届出義務が無い場合、下水道管理者は事故の発生を把握できず、適切な対応を講ずることができない場合がある。</p> <p><u>課題の特定</u></p> <p>事故時において、事故が発生した特定事業場の事業者に応急の措置を講じさせるとともに、下水道管理者が事故が発生した時点でその事態を把握し、迅速に必要な措置をとることが必要である。</p> <p><u>導入する施策の具体的内容</u></p> <p>(1) 特定事業場から下水を排除して下水道を使用する者は、当該特定事業場において有害物質又は油を含む下水が排出され、下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに、引き続く排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を下水道管理者に届け出なければならないこととする。</p> <p>(2) 下水道管理者は、(1)の者が応急の措置を講じていないと認めるときは、当該者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができることとする。</p>		

	(3)(1)の者が(2)の命令に従わない場合における罰則を設けることとする。
社会的ニーズ	近年、国民の環境に対する意識の高まりとともに水辺などへの人々の回帰が見られ、国民が直接、間接に下水処理水に触れる機会が増加しており、下水道におけるリスク管理の重要性が増してきている。
行政の関与	下水道におけるリスク管理の徹底のためには、下水道管理者たる地方公共団体による下水道に接続する事業者への指導監督は必要。
国の関与	下水道におけるリスク管理は国民生活の安全・安心に関する重大な問題であり、近年の下水道におけるリスク管理の重要性が高まりにかんがみ、下水道法において、事故時において円滑な対応が可能となるよう、各特定事業場を対象とした統一的なルールを定めることが必要。
施策等の効率性	本施策は、通常時(事故時以外の場合)における下水の排除制限を規定した現行の第12条の2を前提として、その実効性を担保するためのものであり、事故が発生しない限り、事業者及び公共下水道管理者に費用の追加負担が生じることはない。また、本施策が実施されず、公共下水道管理者が事故発生を把握できないと、流入物質を特定するための調査及び水質検査費用、下水道から流出した物質等の除去費用多大な費用が必要となることをかんがみれば、本施策は人の健康に係る被害を未然に防止するために必要最小限のものと言える。
施策等の有効性	事業者により応急措置が講じられるとともに、事故の届出がなされることによって、下水道管理者は有害物質又は油の種類や量を終末処理場等に流入する前に把握でき、有害物質又は油の流入状況に応じた適切な終末処理場等の運転、処理を行うことが可能となる。結果、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質又は油の終末処理場から公共用水域への流出を、最小限度に留めることができる。
その他特記すべき事項	<p>審議会答申等、企画立案過程における有識者等の意見</p> <p>平成15年4月の社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会下水道・流域管理小委員会の答申「今後の下水道の整備と管理及び流域管理のあり方はいかにあるべきか」において、「工場等の事業者が水質事故発生時に応急措置を講じ、下水道管理者への報告を義務付ける制度を整備」が講ずべき施策として記載されている。</p> <p>目標達成に際して影響を与える外部要因として考えられるもの 水質監視装置に係る技術開発、化学物質に係る新たな規制</p> <p>政策レビュー、政策チェックアップ等との関係 5年を目途として必要に応じて見直すこととしている。</p>

平成15年4月

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 下水道・流域管理小委員会

「今後の下水道の整備と管理及び流域管理のあり方はいかにあるべきか」(抄)

政策転換の方向性とその実現に向けた施策

(1) 流域管理のアプローチによる施策展開

下水道のリスク対策

下水道整備の進展により、下水道が流域の自然環境や社会活動に及ぼす影響が大きくなり、水道水源の保全や生態系保護のためには、これまで下水道の処理対象としてきた汚濁物質のみならず、病原性微生物や微量化学物質等に対するリスク管理が求められている。同時に、工場等の水質事故時における下水道の機能確保もこれまで以上に重要になってきている。このため、水道水源等重要な水域において高度処理を積極的に進めるとともに、微量化学物質等の挙動や放流先への影響等について調査、検討を深める必要がある。また、水質事故発生時に影響を最小限に食い止めるため、管理体制とともに制度の強化を図る必要がある。

< 講ずべき具体的な施策 >

工場等の事業者が水質事故発生時に応急措置を講じ、下水道管理者への報告を義務付ける制度を整備